

営業許可が必要な業種が増えました！！

令和 3 年 6 月 1 日に食品衛生法が改正され、許可の対象となる業種が変わりました。
法改正前から以下の事業を行っている方は、令和 6 年 5 月 31 日までに営業許可を取得する必要があります。詳しくは、守口保健所 衛生課までお問い合わせください。

営業許可が必要になった業種

- ◆ 漬物の製造（漬物製造業）
- ◆ そうざい半製品の製造（そうざい製造業）
- ◆ あじの開きや明太子などの水産製品の製造（水産製品製造業）
- ◆ 常温保存可能な容器包装に密封された食品の製造（密封包装食品製造業）
- ◆ 液卵の製造（液卵製造業）
- ◆ 既製品（菓子など）の小分け包装（食品の小分け業） など



©2014 大阪府もずやん

詳しくは、大阪府ホームページ
（食品営業許可制度について）
をご覧ください。



大阪府守口保健所 衛生課 食品担当
TEL 06-6993-3134（平日9時～17時45分）